

郡上へのU・Iターンを応援します！

～各種支援制度のご紹介～

郡上市への移住・定住を促進するため、市では様々な支援を行っています。主なものをご紹介しますので、市外にお住まいのご家族やご友人のみなさんにもお知らせいただき、ぜひ制度をご活用ください。

① 郡上市移住奨励金

令和6年4月1日以降に市内に転入された49歳以下の方で、一定の要件を満たす方に対し奨励金の相当額を郡上ふるさとコインで支給します。

◇申請可能期間：転入日から1年以内

◇主 要 件：申請時に県内で就業・起業して1か月以上経過していること

◇支 給 金 額：世帯：10万円／単身：5万円

市内で就職・創業している場合は10万円を加算



詳しくはこちら

※令和6年3月31日以前に転入された方は、「郡上市移住支援補助金」を活用ください。

※東京23区に在住・勤務していた方は、より支給額の多い支援金が適用される場合がありますので担当課までお問い合わせください。（この奨励金との併給はできません。）

② 郡上市三世代同居等支援住宅補助金

市内で新たに三世代同居や近居を始める方で、一定の要件を満たす方を対象に、住宅の新築・購入、増改築・リフォーム費用の一部を補助します。

◇補助対象経費：住宅の新築または購入費用

住宅の増改築やリフォームに係る工事費用

◇補助金額・申込期限

補助対象経費の2分の1または以下の区分においていずれか低い方の額を補助します



詳しくはこちら

区 分	補助金の上限額		申込期限 ※期限後の申込はできません。
	市内の業者	市外の業者	
新築・購入	50万円	25万円	新築：上棟の2週間前まで 購入：契約の2週間前まで
増改築・リフォーム	30万円	15万円	着工の2週間前まで

※住宅金融支援機構の【フラット35】地域連携型も併用できます。

③ 郡上市居住者通勤費補助金

新たに市内に居住し、市外の職場（20km以上）へ通勤される40歳以下の方で、一定の要件を満たす方に対し通勤費の一部を補助します。

◇補助金額：市で定める基準額と勤務先から支給される通勤手当との差額を支給
最大5,000円／月（最大3年間、または40歳に達する年度の3月末）



詳しくはこちら